

兵庫大学・兵庫大学短期大学部における合理的配慮の提供についての実施基準

障がい学生支援オフィス

兵庫大学・兵庫大学短期大学部では、創立以来、建学の精神「和」のもと、実践的な学びを通じて、人に寄り添うことのできる、温かいところを持った専門職業人の養成に、日々尽力しています。

2014年、障害者権利条約批准を受け、本学においても共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、すべての学生が平等に教育を受け研究や活動を行うことができるよう、修学環境ならびに学生同士が支援できるための体制整備に取り掛かっています。個々の学生に対する合理的配慮の提供（ノウハウ）は、障害のある学生の修学機会を保障するだけでなく、すべての学生にとって学びやすい環境づくり、すなわち、兵庫大学・兵庫大学短期大学部におけるユニバーサルデザインの構築へと発展していくこととなります。

本学で共に学びあった学生が、卒業後も共生社会の実現に向けて、本学での経験を活かしていけるよう取り組んでいきます。

1. 兵庫大学・兵庫大学短期大学部 障がい学生支援のガイドライン

2-1. 合理的配慮の提供についての実施基準

兵庫大学・兵庫大学短期大学部では、合理的配慮の提供について「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 障がい学生支援のガイドライン」に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての学生が平等に教育を受け研究や活動を行うことができるよう機会の確保に努めるとともに、学生生活に関連した適切な支援を提供します。

2-2. 支援対象の範囲

(1) 学生の範囲

本学への進学希望者及び在籍する学生とし、学生には、大学院生、科目等履修生・聴講生等、留学生を含みます。

(2) 支援の対象

- ・障害者総合支援法の対象となる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している学生。
- ・その他の心身の機能の障がい（それらに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者）のある学生
- ・社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生であり、配慮が妥当と学内会議において判断した者。

(3) 対象の活動

- ① キャンパス内における入学試験、修学、学校行事ならびに就職活動に関する事項とします。
- ② 上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮（通学、学内介助（食事、トイレ等））に関する事項とします。

- ③ 実習等、キャンパス外における活動については、活動先との協議を踏まえ、その都度、個別に検討します。

2-3. 本学において提供すべき合理的配慮の考え方

(1) 機会の確保

障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会の確保に努めます。

(2) 情報公開

障がいのある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を示します。

(3) 決定過程

権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づき調整を行います。

(4) 教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮について、学内会議での決定事項を本学内において共有を図ります。

(5) 支援体制

障がい学生支援オフィスを中心として、関係部署が連携、協力のもと実施します。

(6) 施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、教育環境の整備に努めます。

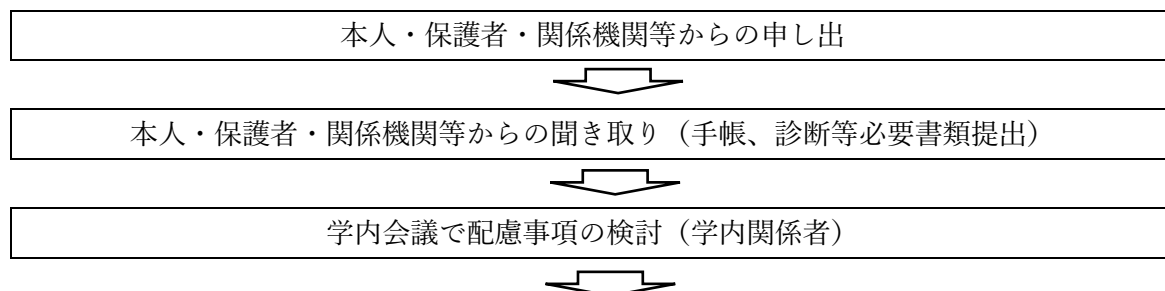
2-4. 支援について

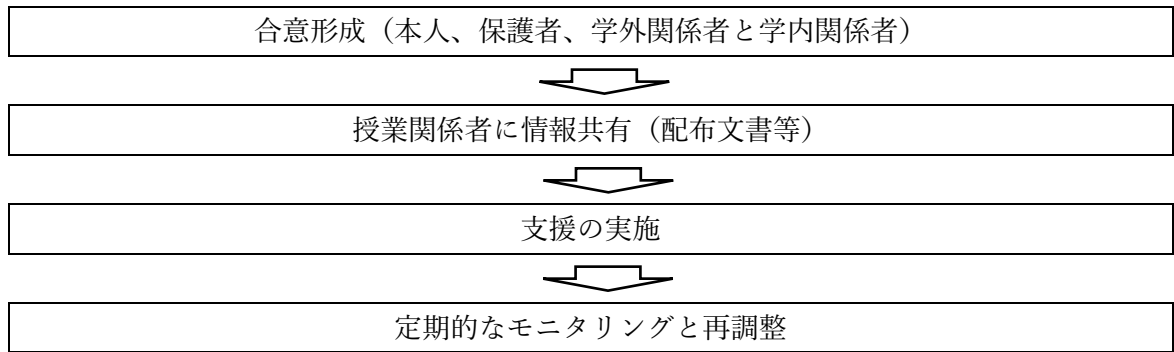
支援内容については、学生の要望に対して、その都度、建設的対話のもと検討し調整をおこないます。

〈主な相談・支援内容例〉

- ・ 修学上における相談・支援
- ・ 卒業後の進路における相談・支援
- ・ 授業支援について、担当教員等との連携
(録音、写真撮影、PC・タブレット・スマホによる筆記、オンライン授業の録画、座席の配慮)
- ・ 介助者等の支援者派遣
- ・ 定期試験等での支援
- ・ 外部機関との連携
(医療・福祉・就労機関等との連携)

2-5. 支援の決定・実施までの流れ





2-6. 入試における配慮内容（入学課にお問い合わせください。）

別室対応、時間延長、拡大文字問題、PCによる解答

※ 地方における入試の場合は、上記内容について対応できない場合もあります。

※ 上記以外においても事前の申し出において、対応可能な範囲を個別に検討し、支援をおこないます。

2-7. 相談窓口・連絡先

兵庫大学・兵庫大学短期大学部

障がい学生支援オフィス

〒675-0195

兵庫県加古川市平岡町新在家 2301

TEL：079-427-5111（代表）

079-427-9836（直通）

3. 障がい学生支援オフィスのチラシ